

令和 6 年11月29日（金）
令和 6 年度第 1 回三重県総合教育会議

学校、家庭及び地域で協働してつくる 学習環境の意義 －いじめの防止等の観点から－

宮古紀宏（国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）

- 2019年度から2021年度に「生徒指導上の諸課題に対する実効的な学校の指導体制の構築に関する総合的調査研究」（以下「学校指導体制調査研究」とする。）として計5回の調査を実施。2019年度に1回、2020・2021年度に計4回質問紙調査を実施。
- 2024年3月（4月23日に報道発表）に『**「生徒指導上の諸課題に対する実効的な学校の指導体制の構築に関する総合的調査研究（令和2・3年度調査）」最終報告書**』が刊行。

【概要版】

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/pdf/20240423-s.pdf

【全体版】

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/pdf/20240423-a.pdf

「学校指導体制調査研究」の目的（一部）



- 生徒指導の成果の一つとして、学校の学習環境（学校風土）を構成する重要な概念の一つである「**学校とのつながり**」（学校への愛着や所属意識）に着目。
- 「学校とのつながり」を育むことは、生徒指導上の諸課題の予防、とりわけ、**いじめの未然防止**に関連するか検証。また、それを踏まえて、「学校とのつながり」を育むうえで、影響を与える**学校保護要因**（※）について検証。

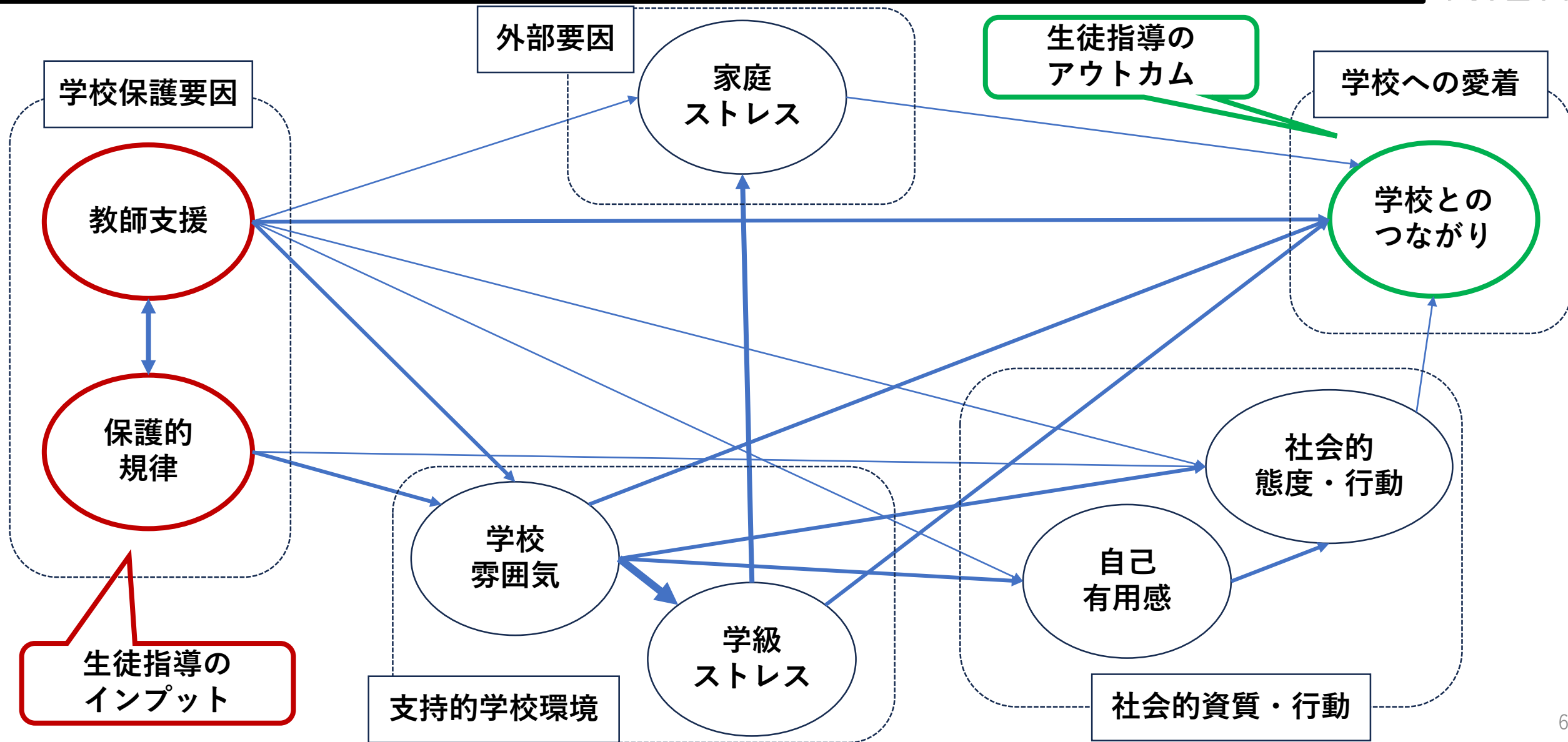
※学校保護要因

「学校指導体制調査」の報告では、教職員の努力と意識の注力で変容可能な要因と定義。

- 海外の先行研究などから、良好な**学校、家庭及び地域それぞれの学習環境（学校であれば「学校風土」（School Climate）**）が、児童生徒の総合的、全人的な発達（認知や社会性、情緒、身体等）につながるとともに、ストレスや不安の軽減にも影響を及ぼすことが明らかになっている（例， Darling-Hammond et al. 2018）。
- ここで言う学習環境とは、**児童生徒が学校と家庭、地域それぞれをどのように認識し、経験しているか**、という意味である。つまり、児童生徒が身を置く、学校、家庭、地域それぞれの**学習環境の質**が重要ということ。

- 学校、家庭及び地域における良好な学習環境の形成に関連する要因については、例えば、以下などが見いだされている（Benard, 2004）。
 - 「**大人との思いやりのある関係性**」
 - 「**高い期待**」
 - 「**有意義な参加と貢献**」
- 端的に言えば、児童生徒が、学校や家庭、地域の大人たちから、あたたかみや思いやりを感じていること、その実感の上で大人から差別されずに公平に高い期待をかけられていると感じていること、学校や家庭、地域における活動に関与する機会が与えられ、貢献していると感じていることが、良好な学習環境に影響を与えるというもの。

「学校とのつながり」に関連する要因



研究で得られた知見（一部）



- 生徒が**教師に対してあたたかみや思いやりを実感**（「教師支援」）し、**教師が自分を守ってくれる存在であると認識**すること（「保護的規律」）で、学級の雰囲気改善され、結果的に「学校とのつながり」が育まれることが示唆された。
- 「**学校とのつながり**」が強いほど、あらゆる行為類型（暴力を伴わないいじめや暴力を伴ういじめ、ネットいじめなど）の**いじめ加害経験がない傾向**にあることが示唆された。

- 児童生徒が学校や家庭、地域それぞれの環境をどのように認識し、経験しているかが、全人的な発達にとって重要という視点に立つと、**学校の教育活動について、家庭や地域にどのように参画していただくかは、重要な視点**となる。
- 海外では、学校のパフォーマンス（いわゆる児童生徒への教育力）の重要な指標の一つに「保護者の参画」が挙げられている。

- 一方で、社会環境の大きな変化の中で、共働き世帯も増え、保護者の学校への参画は難しくなっていることが想定される。また、保護者の価値観の違い、生活環境の違いも大きなものになっていると思われる。例えば、いじめ重大事態の背景には、児童生徒間のトラブルを超えて、保護者同士のトラブルといった構図になっているという指摘もある（島崎, 2022）。
- 保護者の参画が、学校のパフォーマンスに大きな影響を及ぼす要因であるとするれば、**保護者の参画に向けた工夫や仕掛けは、前向きに考えていかなければならない**大きなトピックであるといえる。

いじめの防止等における保護者の参画



- 児童生徒と保護者に対する**いじめの法的定義の周知・確認**（無自覚的ないじめの防止）。学校のいじめの防止等の取組について、児童生徒や保護者に**事前に説明をし、理解**を得る。
- 例えば、児童生徒には学級活動や道徳科の時間を活用したいじめ防止教室の充実、保護者には学校いじめ防止基本方針の策定への関与（例、保護者会等）やその周知を図り理解を得る必要がある（例、保護者会や通信等）。
- 学校と教育委員会等の限られたリソースを考えると、いじめの重大（事態）化をいかに防止することができるかがやはり鍵。いじめの重大事態は、児童生徒間のトラブルを超えて、学校と保護者、または、保護者間のトラブルとなっている場合も散見されることから、**保護者との信頼関係構築**は益々重要になっている。

- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターでは、これまで大まかにいじめを以下のように分類。
 - 「暴力を伴わないいじめ」 (例、冷やかす・からかい・悪口、仲間はずれ・無視・陰口など)
 - 「暴力を伴ういじめ」 (例、軽くぶつかる・叩く・蹴るなど)
 - 「暴力」 (例、ひどくぶつかる、叩く、蹴るなど)

「暴力を伴ういじめ」の特徴と対応



- 「**暴力を伴ういじめ**」や「**暴力**」は、**必ずしも多くの児童生徒が経験しているわけではない**（例、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査」）。被害者と加害者が**固定的**な可能性がある。
- まずは、発見したら、見逃さずに、**直ちに、その行為をやめさせる**ことが重要。ケースによっては、警察と連携。

生徒指導の研修等を通じた職能開発



- 生徒指導は、良好な学習環境（学校風土）を形成していく重要な教育的機能。
- 良好な学習環境の形成は、一人の教師、または、教師とは別の専門職だけで、実現できるわけではない。学校全体で、また、保護者と地域にも関わっていただきながら実現していくもの。
- 生徒指導の課題が深刻化し、保護者も地域も多様化してきているからこそ、生徒指導の研修等の拡充が求められている（教育委員会主催の単発的な研修だけでなく、学校が継続的に生徒指導の取組を振り返り、充実・改善を図れるようになるような支援）。